

医療安全監査委員会に関する達

(趣旨)

第1条 この達は、産業医科大学病院医療安全対策規程（平成15年規程第14号）第12条の4第2項の規定に基づき、医療安全監査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査事項等)

第2条 監査は、次の各号に掲げる事項について、実施する。

- (1) 医療安全管理責任者の業務
- (2) 医療の質・安全管理部の業務
- (3) 医療の質・安全管理委員会の活動
- (4) 医薬品安全管理責任者の業務
- (5) 医療機器安全管理責任者の業務
- (6) 医療放射線安全管理責任者の業務

2 委員会は、前項の監査の結果を、理事長及び病院長に報告するとともに、改善を要すると認めた事項があるときは、病院長に対し、是正措置を講ずるよう意見を表明する。

3 委員会は、前2項に定める事項の実施結果を公表する。

(組織等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長が指名する本学職員 1名
- (2) 病院長が指名する医療安全管理又は法律面において優れた見識を有する学外の専門家 2名以上
- (3) 病院長が指名する医療を受ける者その他の医療従事者以外の学外の者 1名

2 委員会に委員長を置き、前項第2号及び第3号に規定する外部委員の中から、病院長が指名する者をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、第1項第2号及び第3号に規定する外部委員の中から、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

4 第1項に規定する委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、第3条第1項第2号及び第3号に規定する外部委員がそれぞれ1名以上出席し、外部委員が出席委員の過半数を占めなければならない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、年2回以上開催する。

(秘密の保持)

第5条 委員及び関係事務職員は、委員会の議事、その他監査に関して知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、病院事務部医療安全課において行う。

(雑則)

第7条 この達に定めるもののほか、監査委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この達は、平成29年3月31日から施行する。

附 則 (令和7年7月14日内達第18号)

1 この達は、令和7年8月1日から施行する。

2 この達による改正後の医療安全監査委員会に関する達第3条第1項第2号の規定により新たに指名される委員の任期の開始は、この達の施行の日とし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。